

## 第 221 回新潟海区漁業調整委員会議事録

- 1 招集状送付年月日 令和 8 年 2 月 16 日 (月)
- 2 開催日時 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 13 時 00 分
- 3 開催場所 新潟県水産会館 2 階会議室  
新潟県新潟市中央区万代島 2 番 1 号

### 4 出席者

定数 15 名

新潟海区漁業調整委員会委員 (14 名出席)

土屋貞男、渡邊廣吉、磯谷光一、神田義信、渡邊和治、関本貢、葛西澄人、富樫聰、高橋千洋、大越順一、本間勉、塚田政直、菊池弘之、脇坂三重城

新潟海区漁業調整委員会事務局

本間書記長、岸原書記長代理、野内書記

新潟県農林水産部水産課

渡邊係長 (調整係)、井上主査 (調整係)、五十嵐主任 (資源対策係)

### 5 議 題

- (1) 新潟県資源管理方針の一部改正について (諮問)
- (2) くろまぐろ、するめいか及びすけとうだらの知事管理漁獲可能量の当初配分について (諮問)
- (3) 令和 8 年知事許可漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間について (諮問)
- (4) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について (報告)
- (5) その他

6 会議の顛末

(13:00)

事務局(岸原)

- ・定刻となりましたので、ただいまより第221回新潟海区漁業調整委員会を開催します。
- ・まずはじめに、土屋会長よりご挨拶をお願いします。

土屋会長

[挨拶]

事務局(岸原)

- ・本日の委員の出席状況について報告いたします。
  - ・本日は、14名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第6条の規定により、この委員会が成立することを報告します。
  - ・次に本日の会議資料を確認します。
- [資料の確認]
- ・それでは、会長から議事の進行をお願いします。

土屋会長

- ・ただいまより第221回新潟海区漁業調整委員会を開会します。
- ・それでは、議事に入る前に議事録署名人を指名させて頂いてよろしいでしょうか。

一 同

[異議なし]

土屋会長

- ・今回の議事録署名人は、関本委員、高橋委員にお願いします。
- ・それでは議事に入ります。
- ・議題(1)「新潟県資源管理方針の一部改正」は知事からの諮問事項です。県から諮問をお願いします。

本間課長

[諮問文を朗読]

土屋会長

- ・ただいま、県から諮問を受領しました。
- ・引き続き、諮問事項について説明をお願いします。

五十嵐主任

[資料1に基づき説明]

土屋会長

- ・ただいま、議題（１）についての説明がありました。なお、改正日については、国の施行日に合わせて４月１日とするとのことですので、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

土屋会長

- ・意見等は無いようですので、原案どおりで差し支えないこととしてよろしいでしょうか。

一 同 [異議なし]

土屋会長

- ・それでは議題（１）については、原案どおりとして差し支えない旨、知事へ答申することとします。
- ・次に議題（２）「くろまぐろ、するめいか及びすけとうだらの知事管理漁獲可能量の当初配分について」は、知事からの諮問事項です。県から諮問をお願いします。

本間課長 [諮問文を朗読]

土屋会長

- ・ただいま、県から諮問を受領しました。
- ・引き続き、議題（２）について説明をお願いします。

五十嵐主任 [資料２に基づき説明]

土屋会長

- ・ただいま、議題（２）について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

土屋会長

- ・意見等は無いようですので、議題（２）については原案どおりで差し支えないこととしてよろしいでしょうか。

一 同 [異議なし]

土屋会長

- ・それでは議題（２）の諮問事項については、原案どおりとして差し支えない旨、知事へ答申することとします。
- ・続いて、議題（３）「令和８年知事許可漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間について」は、県からの諮問事項です。県から諮問をお願いします。

本間課長

[諮問文を朗読]

土屋会長

- ・ただいま、県から諮問を受領しました。
- ・引き続き、議題（３）について説明をお願いします。

井上主査

[資料３に基づき説明]

土屋会長

- ・ただいま、議題（３）について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

脇坂委員

- ・許可を出すにあたって県の方も十分船主に注意しながらやってもらえればと思います。

本間課長

- ・あかがれい刺し網の調整問題について区域外操業が多発していた時期もありますが、引き続き皆様が平等、公正に操業できるよう県も取り締まり等を行っていくので、情報提供等ありましたら、ご協力をお願いしたいと思います。

土屋会長

- ・それでは議題（３）の諮問事項については、原案どおりとして差し支えない旨、知事へ答申することとします。
- ・続いて、議題（４）「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」県から報告をお願いします。

五十嵐主任

[資料４に基づき説明]

土屋会長

- ・ただいま、議題（４）について報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

[質疑応答、適宜対応]

土屋会長

- ・（他に）意見等はないようですので、議題（４）について終わります。
- ・続いて、議題（５）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

- |         |   |
|---------|---|
| 事務局（野内） | [当日配布資料に基づき、海区スケジュールを説明]  |
| 事務局（岸原） | [当日配布資料に基づき、くろまぐろ遊漁について説明]  |
| 富樫委員    | ・遊漁の場合、お客さんが釣ったまぐろの報告はどうすれば良いでしょうか。   |
| 事務局（岸原） | ・お客さん個人が報告をすることになります。お客さんは前日までの届出をしていないとその人は釣りに行けないことになります。   |
| 脇坂委員    | ・船主による報告は不要なのでしょうか。   |
| 事務局（岸原） | ・はい、不要です。ですが、船主がプライベートで釣りに行かれる場合は、船主による報告も必要となります。  |
| 神田委員    | ・私の地区の遊漁者は、届出の認識があまりされていないような気がしております。船主の場合は年配の方であってもやっているとは思いますが、お客さんに至るまできちんと届出を行っているという話はあまり聞きません。 |
| 事務局（岸原） | ・以前、遊漁船業者への現地指導で南浜へお邪魔した際に、私の方から前日までに届出を行う必要があるので気を付けてほしいという話をさせていただきました。                             |
| 神田委員    | ・分かりました。もし認識していない人がいれば伝えるようにしたいと思います。   |
| 事務局（岸原） | ・よろしく申し上げます。なお、お客さんは前日までの届出を必要としますが、これは水産庁の開庁日を基準としておりますので、日曜日に遊漁に出かけられる場合は、金曜日までに届出を行うように周知をお願いします。  |
| 渡邊係長    | ・補足です。お客さんが届出なしで乗船するというご懸念を皆様抱かれていると思います。もし船主が黙認してお   |

客さんを乗せていたとすれば、船主に罰則が与えられることもあります。そのため、お客さんの届出の有無については特にご注意いただきたいと思います。

富樫委員

・私の組合では遊漁船がお客船を乗せる際のチェックを行うようにしていますが、乗客の数が合わないこともあると感じております。他の組合の皆さんはどのように感じているか共有いただけますでしょうか。

磯谷委員

・乗客の一覧表を組合に提出してもらっています。報告を怠った場合には港に来ないでほしいと言う他ないと思います。

脇坂委員

・遊漁のまぐろで違反等があった場合は県に報告すれば良いでしょうか。

本間課長

・くろまぐろ遊漁の管轄は国となりますが、県にご報告をいただければ国と連携して現地まわり等を通じてプレジャーボートや遊漁船業者を都度確認したいと思えます。疑義情報等をいただければ対応して参りますので、ご協力をお願いします。

葛西委員

・実際の違反例は過去に何件ほどあるのでしょうか。

事務局（岸原）

・年間で10から20件ほどあります。主に小型魚採捕や禁止期間での採捕が多いです。また、最近では、報告はしていたが写真が無かったため委員会指示違反となった例があります。

本間課長

・遊漁のまぐろに関連してですが、令和8年4月1日以降は出荷されたまぐろがどのような流通をしているのか分かるような仕組みになります。元々あわびやなまこがこのシステムで流通を適正化していました。くろまぐろも漁業者の方はしっかりと資源管理に取り組んでいるので、いわゆる闇まぐろが流通しないための制度改正ということを念頭に置いていただければと思います。

- 土屋会長
- ・くろまぐろにおいては取締まりが実態として難しいかと思えます。県の皆様も国への働きかけ等を含めてご尽力いただきたいと思えます。
- 脇坂委員
- ・ぶりの TAC について今後はどういう見通しとなるのかももう少し詳しくお話いただきたいです。
- 五十嵐主任
- ・何事もなければ令和 10 年 7 月から本格的な TAC 管理に移行となります。知事管理漁獲可能量については、「現行水準」のように示されるか、具体的な数字が示されるかはその時になってみないと分かりません。まぐろのように具体的な数字が示された場合、どういった管理とするか関係者の方々と協議させてもらいたいと考えております。
- 渡邊委員
- ・まぐろの取引記録が記録された伝票等について質問です。伝票を組合が一括で管理しようかと考えており、3 部複写にして仲買人、本人、組合で各々保管するというやり方は問題ないでしょうか。
- 五十嵐主任
- ・漁業者本人が伝票を保管するということが本来想定されておりますが、当然難しい場合もあるので、漁協でとりまとめて 3 年保管してもらおうやり方でも構いません。流通の過程で問題があった際に提示できるようにしておき、行政からの照会にも対応できるようにしていただきたいと思えます。
- 渡邊委員
- ・分かりました。
- 土屋会長
- ・他に無いようでしたら、本日予定しておりました議題について審議を終了しましたので、これにて第 221 回新潟海区漁業調整委員会は、終了とさせていただきます。

終了：14:00